

令和 3 年 第 4 回 定 例 会

北本市総務文教常任委員会会議録

令和 3 年 12 月 7 日 開 会

北 本 市 議 会

## 総務文教常任委員会

1. 開会年月日 令和3年12月7日(火) 午前 9時00分
  2. 出席委員 日高英城委員長 中村洋子副委員長  
金森すみ子委員 岡村有正委員  
保角美代委員 大嶋達巳委員  
加藤勝明委員
  3. 欠席委員 なし
  4. 説明のため出席したもの  
田中正昭 総務部長 加藤 浩 総務課長  
大竹達也 教育部長 和泉 健 学校教育課長  
山下 健 学校教育課副課長 柳井志道 生涯学習課長
- 事務局職員出席者  
佐藤絵美 主 査

開会 午前 9時00分

○日高英城委員長 おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

議事に入る前に、委員会の傍聴について申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大を防止する観点から、北本市議会委員会条例第16条第1項の規定を準用し、議員を含め、3人を上限として傍聴を許可することといたしますので、御了承ください。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時00分

再開 午前 9時02分

○日高英城委員長 休憩を解いて再開いたします。

本日の日程につきましては、お手元にお配りしました日程表のとおりです。

本委員会に付託された案件は、議案3件です。委員の皆様の慎重なる審査をお願いいたします。

まず、日程第1、議案第63号 北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についての審査を行います。

既に議案調査等で説明は終了いたしておりますので、早速審査に入ります。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

中村委員。

○中村洋子委員 議案第63号について、議案調査

は行いましたけれども、まず、この条例ができる前の職員の状況について。

どういうふうな申請をして、どういうふうにしていたのかということと、この条例ができてどうなるかということをお聞きしたいと思います。

○日高英城委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 これまで職員が不妊治療のため休む場合は、有給休暇、または病気休暇の申請をしています。

なお、病気休暇は、所定の日数、1日を超える休暇の申請する場合には、診断書、または領収書のほうをつけて取得をしていました。

今後、この条例が1月1日以降施行された場合につきましては、特別休暇を取得することになります。

なお、病気休暇との違いとしましては、病気休暇は、一定程度の日数を取得した場合には勤勉手当が減額となりますが、特別休暇は、勤勉手当に除算する規定がございませんので、そのまま満額支給となります。この辺の利点が出てくるものと考えます。

○日高英城委員長 中村委員。

○中村洋子委員 特別休暇とした場合には、そういった除算がないという状況が分かりましたけれども、各課で申請を出した場合に、やはり不妊治療休暇というのは、非常に出しにくいという状況があるかと思いますが、どういう名称で休暇届を出すのか、また、男性でも有効なのかというところをお願いします。

○日高英城委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 こちらのほうの不妊治療の特別休暇につきましては、プライバシーの配慮をするべきかと考えますので、通称名称をつけたいと考えております。

国のほうからも、プライバシーの保護をちゃんと適切にやれということと言われておりますので、今のところ考えているのが、通称名で出生サポート休暇。または、この特別休暇を取得する際に、条例第14条第2項第13号の特別休暇、どちらかを書いていただいて休暇の申請をしていただくなど、配慮をしていきたいと考えております。

なお、男性が取れるかという御質問についてですが、男性が、配偶者の病院にただ付添う場合は、この休暇の対象にはなりません。医師の診断等を受ける場合につきましては、休暇の対象となることが国から示されておりますので、それに伴った休暇の取得をしてもらおうと考えております。

○日高英城委員長 ほかに質疑ございますか。

金森委員。

○金森すみ子委員 すみません。まず、この条例に至った理由というのを教えていただきたいです。

それと、5日の場合と、あとは規則で定める10日まであるんですけども、その違いはどうなってくるのでしょうか。

ひとまずそれでお願いします。

○日高英城委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 令和3年度の人事院勧告がありまして、不妊治療を受けやすい職場環境の整備や社会全体の要請の一つとしまして、職員に不妊治療のための休暇、有休を新たに設けるということの勧告がありました。

この勧告の中では、条例上、示させていただいております5日の付与、さらには、5日を加えた範囲内で、1日または1時間を単位とする休暇を新設するよう要請がされております。

この中で、基本、1年度において5日なのですが、体外授精、あとその他の規則で定める不妊治療、これも人事院勧告で示されておりますが、体外受精と顕微授精の場合につきましては、10日を付与することができると示されております。

その勧告に伴いまして、条例化をさせていただいております。

以上でございます。

○日高英城委員長 ほかに質疑ございませんか。

保角委員。

○保角美代委員 先ほど申請の仕方ということで、出生サポート休暇ですとか条例名でということですが、その申請の仕方です。

例えば、こういう申請用紙に書いて、紙でこう、実際お渡しをするのか、同じ課内であってもメール等も可とするのか。

本当にプライバシーの問題ですので、休暇を取るほうにとっては、あまり人に知られたくない、とても微妙なところかなと思うので、その

申請の仕方について工夫をされているのか、お伺います。

○日高英城委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 申請する際には、添付書類をつけていただいて、申請には、先ほど言った記載事項を書いていただいて、所属長の承認をいただいた上で総務課のほうに提出していただきますが、この休暇につきましては、普通の病欠休暇とは異なって、医師の診断書の証明書には、単純に、不妊治療のためと書いていただくなりして、細かい治療内容を書いていただかなくても承認ができるようにと考えております。

医師によっては、診断書に細かい診断内容を書く医師もいらっしゃると思うんですけども、そこまで書いていただかなくても、こちらのほうも、特別休暇としては承認しようという国の考えがありますので、最低限の記載だけ書いていただいた書類で申請していただいて、所属長の承認、そして、総務課のほうに提出ということで考えております。

○日高英城委員長 保角委員。

○保角美代委員 そうすると、あくまでも紙ベースでそれが回って、承認の判を押されながら回るということで理解していいのですか。

○日高英城委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 先ほど、書類が回るということでお話がありましたが、例えば所属している課につきましては、その該当する職員と所属長だけのやり取りになります。総務課につきましては、もちろん職員担当で回覧はすることに

なります。

なお、4月1日から休暇の関係、電子申請ができるようにしておりますので、そこら辺も配慮した形で対応しようと考えております。

○日高英城委員長 ほかに質疑ありますか。

岡村委員。

○岡村有正委員 それでは、1点お伺いしたいのが、継続的に勤務される非常勤の職員に対しての措置というのはどうなるのか、お聞きしたいと思います。

○日高英城委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 会計年度任用職員につきましても、この特別休暇を付与しようと考えております。

なお、会計年度任用職員につきましては、別に規則がございますので、この条例が可決した後、規則を改正して、1月1日から、会計年度任用職員にも特別休暇を付与することを考えております。

○日高英城委員長 岡村委員。

○岡村有正委員 それでは、最後に1点お伺いしたいと思うんですけども、今回、不妊治療ということで条例改正、それと非常勤の方については規則でということになるんですが、今後、不妊治療に関する周知、啓発、研修と、こういったものが執行部としては職員向けに求められると思うんですけども、この辺については今後どのように対応されるのか、お聞きしたいと思います。

○日高英城委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 こちらのほうも条例が議決後、速やかに所属長、あとは各職員に対して、マニュアルを作成して、できれば今月末に通知を出していきたいと思います。

あとは、必要に応じて研修を実施できればと考えております。

○日高英城委員長 ほかに質疑ありますか。

大嶋委員。

○大嶋達巳委員 先ほどの答弁で、今回の条例の一部改正については人事院勧告があつて、また、その改正内容についても、人事院勧告のとおりにしたというお話でした。

ほかの件で人事院勧告があつたときに、北本市としてその勧告に対応しなかったケースとか、あるいは人事院勧告の内容と異なる条例改正をしたというような事例というのは、ここ最近、あるいは過去においてあるのかどうか、確認させていただきます。

○日高英城委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 本市では、人事院勧告どおり行っておりますが、他県、他市では、独自に休暇制度を設けている自治体もあるとは聞いております。

その場合につきましては、国、または県から指導をされており、必要に応じてこの休暇に改善されていると。国と同様の休暇にするように改められている団体があると聞いております。

以上です。

○日高英城委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 国等からの指導があるというこ

とは、基本的に人事院勧告というのは、各自治体はそのとおりに受け入れなければならない。受け入れなくてもそのように指導されてしまうと、そういうようなものなのですか。

○日高英城委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 国のほうの法律において、給与及び勤務時間、休暇につきましては、基本、国を準拠するということが定められておりますので、基本、やはり国及び県のほうから、それなりの指導等はされるものとなっております。

○日高英城委員長 ほかにございませんか。

加藤委員。

○加藤勝明委員 ちょっと小さなことなんですけれども、年齢的な制限というのはあるのですか。それとも、65歳、定年退職の60歳まで、全くフリーでいいと。

○日高英城委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 条例でも規定しているところ、職員と規定しておりますので、職員の年齢等についての制限はございません。

○日高英城委員長 ほかにございませんか。

保角委員。

○保角美代委員 今、年齢制限がないということでおっしゃったんですが、人事院勧告では、年齢制限を設けていないということなのですか。

○日高英城委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 国のほうでも制限はございません。

○日高英城委員長 保角委員。

○保角美代委員 当然人間ですから、生殖的に、

もう女性であれば閉経してしまったり、そういう形で、その治療云々ではない場合もあるのではないかなと思うのですが、そちらはどのように見極められるのですか。

○日高英城委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 特別休暇、病気休暇も同じなのですが、基本的に医師の診断に基づくものになりますので、それで判断させていただくものになります。

○日高英城委員長 ほかに質疑ございませんか。

[発言する人なし]

○日高英城委員長 それでは質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

[「なし」と言う人あり]

○日高英城委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第63号 北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○日高英城委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○日高英城委員長 ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時14分

再開 午前 9時17分

○日高英城委員長 それでは、休憩を解いて再開

いたします。

日程第2、議案第70号 公の施設の指定管理者の指定についての審査を行います。

既に議案調査等で説明は終了いたしておりますので、早速審査に入ります。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

中村委員。

○中村洋子委員 公の施設の指定管理ということで、この議案第70号は、コミュニティの協議会の指定管理という状況になっておりますが、この継続、更新をするというか、これに至ったときの協議について。

やはり今まで課題となっておりました公共施設の適正化の問題とか、そういったことの協議がどこまでされて、指定管理の状況に至ったかというところの経過を教えてくださいと思います。

○日高英城委員長 柳井課長。

○柳井志道生涯学習課長 お答えいたします。

建物の老朽化に対する適正な管理というところが、やはり大きな課題として上がっておりまして、そちらのほうは適正化配置計画と併せまして、できるところから適切に修繕をしていくという形で、協議、調整のほうはしております。

また、決定するまでの経緯ですけれども、7月下旬から8月いっぱいまで募集要項の配布を行いまして、8月6日に現地説明会を行いました。

それから、8月4日から13日の間に、募集要

項に対する質問事項の受付をいたしまして、8月20日に回答という形でホームページに掲載いたしました。8月23日から31日までの間に申請書の受付を行いまして、申請したのは、コミュニティ協議会、1者でございました。

その後、書類審査等、また警察との協議等を行いまして、10月26日に指定管理者選考委員会を実施いたしまして、そちらで、指定管理者候補者に選定されたものでございます。

○日高英城委員長 中村委員。

○中村洋子委員 議案調査の中では、説明会には、もう一者、来たということがありましたけれども、やはりコミュニティ協議会を公募という形で、継続という形にならなかった理由を説明していただけますか。

○日高英城委員長 柳井課長。

○柳井志道生涯学習課長 今回の指定管理者につきましては、非公募を、地区公民館に限らず全てやめて、全て公募で行うという形でやるという方針に変わりましたので、そういった形もあって、今回から公募という形に切り替えているところでございます。

○日高英城委員長 ほかに質疑ございませんか。

保角委員。

○保角美代委員 今回、コミュニティ協議会に指定管理者ということなのですが、補正で出てきましたが、コミュニティ協議会から、余剰金ということで2,267万4,000円が返還されたというお話もお伺いしました。

1者しかないから、そちらでということでは

ないと思うんですね。どこを評価して、コミュニティ協議会に指定管理者としてやっていただくというふうに決めたのか。また、その余剰金の返還があった中で、指定管理料については適正に積算されて可としたのか、その辺をお伺いします。

○日高英城委員長 柳井課長。

○柳井志道生涯学習課長 コミュニティ協議会が選定された理由ですけれども、1者しか応募がなかったというところもありまして、いいか悪いかというところの判断の選定委員会になりました。

そちらで今までやってきて、2期、指定管理者を受けているところで、大きな問題もなく運営ができるというところで、適正という形で指定候補者に選定されたものでございます。

また、指定管理料の積算ですけれども、余剰金の現状を踏まえまして、過去の収支状況から、我々のほうで指定管理料の上限額を積算いたしまして、今回は募集要項の中で、指定管理料の上限という形で設定して、募集を行いました。金額にして、今年度比でいきますと、650万円の減額という形で指定管理料を設定させていただきまして、応募者からも、上限額いっぱいという形で申請が上がっているところでございます。

○日高英城委員長 保角委員。

○保角美代委員 ありがとうございます。

金額的には、今までよりも650万円マイナスということで上限額を指定したということでは



が、この上限額を指定して、同じように上限額で応募をしてきて、今後、契約に至る間に、その辺も精査をされるのか。

あくまでも上限ですけれども、精査をされるのかということと、あと、コミュニティ協議会の事務所は、コミュニティセンターの中にあると承知しているのですが、コミュニティセンターの閉館に伴うスケジュール的なもの。その閉館に伴った引っ越しですとか、その辺も考えておられるのか、お伺いします。

○日高英城委員長 柳井課長。

○柳井志道生涯学習課長 まず、指定管理料の精査のほうですけれども、上限額で決めておりますので、基本的にこの金額で行きたいと考えております。

業務の内容等につきましては、また、詳細なところは協議等を行っていきと考えております。

それから、コミュニティ協議会の引っ越しなんですけれども、今の計画ですと、令和5年でコミュニティセンターが閉館する予定となっておりますが、その後の、コミュニティ協議会の引っ越しというところについては、生涯学習課では所管しておりませんので、どのようになっているかというのは把握していないところです。

○日高英城委員長 ほかに質疑ございませんか。

岡村委員。

○岡村有正委員 議案調査の中でもお伺いした経緯があると思うんですけれども、文科省のほうから、営利事業への貸出しということで通知があったと聞いているんですけれども、今後その

通知に基づいて、公民館の貸出し、稼働率向上という形で、今回、指定管理選定にあっても、どういう形で対応されていくのかという点と、あと、少子高齢化、そして、今、コロナという状況の中で、やはり、先ほどちょっと出ている公共施設の見直しということを考えていった場合、非常に公民館という役割というのがさらに高まると思うんですけれども、直近の3年間の指定管理料の中では、具体的にその辺の問題というのは、あまり顕在化はしないと思うんですけれども、基本的に一番重要なのは、市として指定管理者に対して、そのような状況の中でどういうふうな公民館の役割、あるいは、今後の社会的な役割というのを果たしていくべきかというのを、方向性を出しているのか、その辺の御意見をお伺いしたいと思います。

○日高英城委員長 柳井課長。

○柳井志道生涯学習課長 まず、営利事業者への貸出しというところなんですけれども、現在のところでも、社会教育事業を行う民間の営利事業者に対しては、貸出しは随時行っているところでございます。普通の商売というところであれば貸し出せる状況でございますので、そういったところも引き継ぎ継続するとともに、他の事例を勘案しながら、他の状況を調査しながら、それ以外、もっと拡大できるかどうかというのを検討していきたいと思っております。

それから、少子高齢化対策、利用率、稼働率の上昇というところなんですけれども、現在のところ、公民館の利用としましては、やはり65歳以

上、70歳以上の方が大半を占めているところ  
でございますので、若年層の取り込み、利用率の  
稼働というところで、いろんな事業、それから  
提案事業として、今後の余剰金の発生状況にも  
よるところですけれども、Wi-Fi等の設置、  
そういったところを、いろいろ協議、調整しな  
がら、若者が、気兼ねなく公民館を使えるよう  
な形でやっていければと思っております。

○日高英城委員長 ほかにございませんか。  
金森委員。

○金森すみ子委員 公民館を使っているながら、北  
本市コミュニティ協議会が運営していることを  
知らないままでいたんですけれども、北本市コ  
ミュニティ協議会の成り立ちと、どうして指定  
管理に携わるようになったのかをお聞きしたい  
です。

○日高英城委員長 柳井課長。

○柳井志道生涯学習課長 成り立ちといたしまし  
ては、もともとは各地域でコミュニティが立ち  
上げられて、その連絡協議会的な形で任意の  
協議会になっていたかと思えます、市主導だっ  
たと思えますけれども。

その後、地区公民館を、全部ではなくて、各  
地域コミュニティに指定管理者で出すというよ  
うな話が出て、そのコミュニティと話をしてい  
たところ、そういうのは厳しいというような形  
になって、担当が、実は今で言う、くらし安全  
課のほうでやっておりましたので、そこら辺は  
定かではないんですけれども、最終的に、全館、  
8館をコミュニティ協議会で受けるという形に

なって、コミュニティ協議会を、一般社団法人  
に法人化して出したというような経緯だったか  
と思えます。

○日高英城委員長 金森委員。

○金森すみ子委員 それで、議案調査のときに、  
公民館を指定管理に出しているところは少ない  
というお話を聞いているんですけれども、近隣  
ではどのようになっているのでしょうか。

○日高英城委員長 柳井課長。

○柳井志道生涯学習課長 鴻巣市、桶川市は、公  
民館という名称の数も少ないんですけれども、  
指定管理者に、出していないですね。基本的に  
直営だったと思えます。

○日高英城委員長 ほかに質疑ございませんか。  
大嶋委員。

○大嶋達巳委員 今回から公募にしましたけれ  
ども、最終的には、申請があったのは1者だけだ  
ったということですが、その前の現地説  
明会、あるいは質問等については、関心を示し  
たところがあったということなので、それが法  
人かどうか分かりませんが、どういった業種  
のところなのか。

また、その後の質問に関しては、先ほどホー  
ムページに公開されたということではあるんで  
すけれども、改めてどういったところに関心が  
あった、あるいは、どういったところに疑問が  
あったのか、お尋ねします。

○日高英城委員長 柳井課長。

○柳井志道生涯学習課長 まず、関心を示した1  
者ですけれども、東京の医療法人でございます。

それから、質問事項ですけれども、利用料金に関することで、利用料金は取らなくてもいいかというような質問とか、それから、自主事業についての質問ですね。それと、医療法人でしたので、医師による健診を実施していいのかがございました。そのほかは経費の質問、それから申請の方法などが主な質問でした。

医療法人ですので、そこら辺の理学療法士等による、専門職による事業をやっているか、それから福祉相談、健康相談を実施してはどうか、そのような医療関係の質問が主に多かったです。

○日高英城委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 今の答弁の中で、その医療関係の質問に対してどのような答弁をされたのでしょうか。

○日高英城委員長 柳井課長。

○柳井志道生涯学習課長 基本的に、営利事業、そういうのには抵触していなかったのですが、できますというような形で回答はしています。

○日高英城委員長 ほかにございませんか。  
加藤委員。

○加藤勝明委員 1点聞きますけれども、指定管理者が、北本市コミュニティ協議会ということになっているわけですが、このコミュニティ協議会そのものに、こういった運営管理に精通している人たちが、理事として役員にしているような話だけでも、どの程度いるのですか。

一般の、私が見ていると、そんなに精通している人でなくても、協議会の役員になっている

のかなと思って見ているんですよ。

それと同時に、もう一点、何らかのいろいろな施設で事故や事件が起きたときに、この協議会にどの程度の責任があるのか。

市のほうに責任を持ってこられては困るんですけれども、この指定管理を受けたそのものが、どの程度の責任を負えるのか、その辺についてお聞きしておきたい。

○日高英城委員長 柳井課長。

○柳井志道生涯学習課長 役員の中で精通している者というところですが、事務局長が市の元職員でありまして、各館の館長なども元職員もいますし、あと学校の先生だった方とかもいらっしゃいますので、その道でずっとやっていたとかという方ではないですけれども、そういった社会教育事業等については識見のある方が就いているところでございます。

それから、事故の責任等というところですが、基本的に、事故が起きた場合については、指定管理者の責任ということで負う形になります。

○日高英城委員長 加藤委員。

○加藤勝明委員 先ほど管理運営している人たちは、元役所の人たちが大勢いるということを開きましたけれども、先ほど、どなたかから意見出ていましたけれども、それだったら、直接、市の管理ができるわけですよ。

一旦、ワンクッション置いて、その協議会に管理を任せるとするのは、私も当時、どういうことで指定管理の制度にしたのか、ちょっと今、

薄らいでしまっているんですけども、やはり指定管理制度にしたというのは、何のためだったのかなというのを聞きたい。

○日高英城委員長 柳井課長。

○柳井志道生涯学習課長 指定管理者を導入するメリットとしましては、もともとは民間のノウハウを取り込んで、住民サービスの向上というところもありますけれども、人件費等の経費の節減が図られるというところもありまして、導入したというところがあります。

○日高英城委員長 いいですか。

ほかにございませんか。

保角委員。

○保角美代委員 先ほど、もう一者、説明に来た団体の情報をいただきました。

本来、指定管理を公募にする際は、競争の原理が働いてほしかったというのが正直なところで、例えば、この医療法人は手を挙げなかったということになるんですが、指定管理料ですか、こちら側の仕様書の工夫というのかな。多く手を挙げてもらえるような、今回、公募初めてですので、そういう工夫をされたのか、お伺いします。

○日高英城委員長 柳井課長。

○柳井志道生涯学習課長 工夫というか、仕様書については建物の管理、それから事業については提案事業等、もともとやらなければならない事業等がありますので、特にそういったところは、工夫という形ではできなかったかなと思うんですけども、ただ、運営につきましては、

今までは非公募という形でやっておりましてけれども、今度公募になったところで、一般の民間事業者を公募する場合には、経費の中に本社管理費ということで、いろんな人を管理するに当たって、本社のほうで管理するところの経費まで見込んでいきますので、今回は指定管理料を算出するに当たっては、その本社管理費という分まで見込んだ形で、指定管理料の上限額を決めて提示したというところが、一工夫だったところかなとは思いますが。

○日高英城委員長 保角委員。

○保角美代委員 本社管理費なんですが、コミュニティ協議会に関しては、本社管理費という形で提示をされて、今まで契約してきたのですか。

○日高英城委員長 柳井課長。

○柳井志道生涯学習課長 コミュニティ協議会については、本社管理費というのは一切取っておりません。

○日高英城委員長 ほかに質疑ございませんか。  
中村委員。

○中村洋子委員 指定管理を、これから新規に3年間やるということで、勤労福祉センターやコミュニティセンターの修繕も含めた契約になっているのか。

令和5年で、勤労福祉センター、コミュニティセンターは閉館という計画があったかと思うんですけども、指定管理を受けるコミュニティ協議会との話し合いではどうなっているでしょうか。

○日高英城委員長 柳井課長。

○柳井志道生涯学習課長 勤労福祉センターとコミュニティセンターにつきましても、修繕については、使っていく以上は必ず行っていくということで、今回の仕様については、20万円以下の修繕については指定管理者が、それ以上の修繕については市のほうが行うということにしておりますので、今現在も、来年以降の修繕の計画等で、現状の指定管理者、コミュニティ協議会と計画的に計画を策定して、それに伴って予算計上等も行ってまいりますので、引き続き修繕等は、その最後のところまで、安全確保という面から行っていきます。

○日高英城委員長 ほかにございませんか。

○中村洋子副委員長 日高委員、お願いします。

○日高英城委員 すみません。公民館等を管理するというところで、ほとんどが人件費かと思うんですけれども、どのぐらいの人を雇っていて、どういう配置なのか。ざっくりでいいですけどもその辺を教えていただきたいのと、その方々の賃金はどのような積算なのか。向こうサイドの問題でしょうけれども、最低賃金のかなという気もしているんですけれども、あと処遇改善的なことは考えていらっしゃるのかどうか。

それと、先ほど岡村委員からお話のあった関係なんですけれども、若者が使えるような自主事業等を考えていくということだったんですけれども、そもそも設置管理条例上で、しばらくしているようなところもあるのかなと思うんですけれども、その辺の見直しとか、あと上位法と

の関係とか、国とか、それと設置したときの使用目的ですよね。その辺をいじれるのかどうか、大幅な見直しできるのかみたいなところをちょっと教えていただきたいなと思います。

○中村洋子副委員長 柳井課長。

○柳井志道生涯学習課長 配置の人数ですけれども、各地区館、施設に、所長を含めて6人がおります。常時3人から4人がローテーションでいる状況で、それが8館、プラス、事務局が4名おりますので、52人体制という形になります。

それから、所長、副所長については月額報酬という形でやっております、従業員の方については最低賃金でやっております。

それから、処遇改善につきましては、特にこちらではタッチしておりませんが、コミュニティ協議会のほうで適切にやっているところがございます。

それから、事業を行う上に当たっての条例等の見直しというところですけども、条例等を見直さずにできるいろんな事業ということで、条例等で引っかかってくるのが営利事業等という形になるかと思っておりますので、そういったところを抵触しないところでまず始めていって、そういった今後の国の提言を受けて、本当にこの営利事業として使えるように、商売をしているのかどうかというところは、今後、検討していきたいなと思います。

○中村洋子副委員長 日高委員。

○日高英城委員 その営利の考え方なんですけれども、以前、日本の古い楽器を演奏してお金を

頂戴したと。

それが、商売になるのかどうかというような議論も、確かあったように記憶しているんですけども、資料代程度ならいいんですよというところもあり、例えば、とある市民団体が、高額な著名人を呼んで講演してもらったとき、500円や1,000円ではできないこともあると思うんですけども、そういう営利か非営利かという判断は、どこで、どういう基準で、誰が行うのでしょうか。

○中村洋子副委員長 柳井課長。

○柳井志道生涯学習課長 基本的には、もともと市直営のときから使っている貸館基準というのがありまして、それを見直して、今、コミュニティ協議会でも使っておりまして、そういったお金を徴収するような事業については、その都度、各施設から市のほうに相談があって、判断をしているところでございます。

基本的には、先ほど申しあげましたとおり、社会教育事業というところで、最低限のというものちょっと微妙な言い方ですけども、自己負担、参加者の負担が多過ぎない状況であれば、問題ないかなというところで判断しているところなんです。

○中村洋子副委員長 日高委員。

○日高英城委員 その社会教育事業に資するという基準と、負担が多いか少ないかという基準が、非常に曖昧で、断る理由にもなっているような感じがするんですね。

その辺をもう少し、公の施設なので、あちら

にもこちらにも貸しちゃって、何でこちらに貸さないんだというようなことも出てくるので、そういう判断基準って難しいと思うんですけども、もう少し明確な基準なり、広い解釈なりというのをお願いして、質問は終わります。

○中村洋子副委員長 柳井課長。

○柳井志道生涯学習課長 公の施設でございますので、できる限りいろんな方に使っていただきたいという方向では、判断は行っておりますので、今後も、できるだけ使えるように判断していきたいとは思っています。

○日高英城委員長 ほかに質疑ございませんか。  
大嶋委員。

○大嶋達巳委員 今までの答弁の中で、北本市コミュニティ協議会は、本社経費、本社管理費がないんだというような答弁をされたと思うんですけども、先ほどの人員体制の説明の中で、事務局に4名配置しているというお話がありましたけれども、これを指して本社経費と言うんじゃないですか。

○日高英城委員長 柳井課長。

○柳井志道生涯学習課長 そのとおりなんですけれども、コミュニティ協議会のほうは、本社分については、コミュニティ協議会自体が補助金をもらっておりますので、そちらのほうで充てているので、それは充てないということで経理上は行われております。

○中村洋子副委員長 日高委員。

○日高英城委員 すみません、ちょっと聞き忘れたんですけども、各公民館の備品がちょっと

疲れているようなものが多いかなと思うんですけれども、その辺の費用は、恐らく指定管理者ではなくて市になってくるのかなと思うんですけれども、管理とか更新したいというような、その辺の打合せというのはどういう形で行われているのですか。

○中村洋子副委員長 柳井さん。

○柳井志道生涯学習課長 備品につきましては、修繕と同様で、今現在、10万円以下の備品の更新については指定管理者のほうで行っております。ただ、備品ですので、交換をする際には、その都度、我々のほうに協議が上がってきて実施しているところでございます。

○中村洋子副委員長 日高委員。

○日高英城委員 10万円以下という基準なんですけれども、10万円の机が10か所あって、全部、月ごとに更新とかということだと、指定管理者の負担になってしまうような仕組みなんですか。

○中村洋子副委員長 柳井課長。

○柳井志道生涯学習課長 そうですね、リスク分担上はそういう形になります。

○中村洋子副委員長 日高委員。

○日高英城委員 その辺で微妙なところなんですけれども、例えば、椅子10脚、10万円で更新したいと。そういったときに、10万円ぎりぎりのものであるときに、役所で持つものなのか、指定管理者で持つものなのかという、その辺は協議されたりするのですか。

極論ですけれども、見積り取ったときは10万1,000円で、実際、最後に値引きがあって10万

円以内で収まってしまうこともあるじゃないですか。そういうのってどういうふうに考えますか。

○中村洋子副委員長 柳井課長。

○柳井志道生涯学習課長 基本的に、最初の設計の段階、購入の参考見積りとか取った時点で10万円を超えるというところであれば、市のほうで行っていきます。

結果、10万円を切ることがあっても、市のほうでもそのまま作業は進めておりますので、市のほうの費用で行う形になります。

○日高英城委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○日高英城委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○日高英城委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○日高英城委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、日程第3、議案第71号 和解をし、損害賠償の額を定めることについての審査を行います。

既に議案調査等で説明は終了していますので、早速審査に入ります。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

質疑のある方、いらっしゃいますか。

岡村委員。

○岡村有正委員 それでは、お伺いします。

基本的に、こういう事故がどの程度の頻度で起きているのか。

あまりないと思うんですけども、先生方、実際、こういう実験とかで十分留意されていると思うんですけども、分かればお伺いしたいのと、今回、損害賠償の額が確定したという事案のことで、実際、事故発生からこのような解決に至るまでの長期間の案件として、現在、どの程度のこういう未決の案件が存在しているのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○日高英城委員長 和泉課長。

○和泉 健学校教育課長 頻度については、重い、軽いがいろいろありますので、軽微なものは多く発生することもありますし、このように大きなものというのは、そこまで頻繁に起きるものではないのかなと思っていますところ。答えになっているかどうかは分かりませんが。

私自身が現場にいたときも、何年か教員をやって、大きな事故は1回か2回、あるかないかのレベルかなと思っていますところでございます。

2つ目の御質問の長期にわたって、まだ継続案件のものはどれぐらいあるかというものです

が、市長会対応案件は現段階で4件残っております。

以上でございます。

○日高英城委員長 保角委員。

○保角美代委員 この案件は、平成23年に事故が起こったものが今になって解決をしたということで、示談の内容について、こちらに記入されている入通院慰謝料として、162万804円ということで金額が算定されております。

こちらの内訳を教えてくださいたいのと、治療費は領収書を添付していただいて、実際に治療費なのかなと思うんですが、慰謝料に関しては積算の根拠も教えてください。

○日高英城委員長 和泉課長。

○和泉 健学校教育課長 金額の内訳を申し上げます。

治療費が32万804円。いわゆる健康保険適用外の治療費となります。残り130万円が慰謝料となります。

慰謝料算出の根拠ですが、これが、損害賠償額算定基準を基に計算がされております。通常、その算定基準ですと、もう少し安い金額であったとのことですが、このお子さんに関しましては、長期にわたって生活に困難を強いられてきたということが容易に考えられるため、その点を斟酌し、保険会社によりこの金額が算出されたということになります。

以上です。

○日高英城委員長 保角委員。

○保角美代委員 今、算定の根拠をお伺いしたの



ですが、今、保険会社とおっしゃった相手方はどのような会社ですか。

○日高英城委員長 和泉課長。

○和泉 健学校教育課長 この保険は、全国市長会学校災害賠償補償保険という保険を使っております。代理店は損保ジャパンが代理店となっております。

過去の事例とこの内容を勘案しての算定基準を決定したということです。

以上です。

○日高英城委員長 保角委員。

○保角美代委員 この案件は、理科の実験で起きたということですが、10年ほどたっておりますが、再発防止にどのような取組をされたのか、お伺いします。

○日高英城委員長 和泉課長。

○和泉 健学校教育課長 この事故は、当時3つのグループに分かれて実験を行っておりました。

実験前にも先生からは、役割分担をしっかりと、事故の危険性も含めながら指導はしておったところなんです。当日は、その重りを外す子と棒を押さえている子のバランスがずれてしまったと。本当に想定外の事故であったことは考えられるかなと思っています。

もちろんこの事故が起きた後に、全学校に、このような事故が起きたことを周知いたしました。その後、この実験自体をやらないということは、子どもたちにとって、てこの実験がなくなってしまうものですから、実験は今でも行っておりますが、重りの重さを変えたり、あるいは

は教員がその役割の一人を担って、教員と子どもでやるような形にしたりして、同じような事故が起きないように再発防止策の研修を進め、今そのような状況で努めているところでございます。

以上です。

○日高英城委員長 ほかに質疑ありますか。

大嶋委員。

○大嶋達巳委員 今回のこの議案ですけれども、議案として出てきたので議会も知るところとなりましたけれども、10年前に発生したときのことについては、少なくとも私は記憶がないので、話を聞いていなかったのではないかと思います。

ただ、教育委員会の中で、事件、事故等発生するかと思いますが、ものによっては議会にまで到達しているものもあると思います。ものによっては教育委員会の中で収めるもの、あるいは市長まで行くものと、いろいろあるかと思うのですが、その辺の報告の基準。

事件、事故の重さによって、報告の基準が決まってくるのだと思うんですけれども、その辺の基準的なものはあるのでしょうか。

○日高英城委員長 和泉課長。

○和泉 健学校教育課長 今回、議会でお認めいただくことになったのは、金額ベースの問題があるかなと思っています。

また、報告の基準については、やはり命に関わるもの、あるいは、このように再生が難しい案件のものに関しましては、教育委員会及び市長への報告はしているところでございます。

議会への報告につきましては、当然命に関わる案件に近いもの等は、議長を始め、議会事務局のほうに連絡を申し上げ、議員さん方々に連絡することはあり得るのかなと思っているところでございます。

以上です。

○日高英城委員長 ほかに質疑ありますか。

ないですか。

○中村洋子副委員長 日高委員。

○日高英城委員 すみません、基本的なことを教えてもらいたいのですが、このような学校側が補償するという事故、けが等に関して、どういう基準で、どこからどこまで対象になるのか。

例えば、休み時間に鉄棒から落ちてけがとか、授業中でなくてはだめなのかとか、その辺をざっくりでいいですから教えてもらえますか。

○中村洋子副委員長 和泉課長。

○和泉 健学校教育課長 基本的には、子どもたち全員が、スポーツ振興センターの保険というものに加盟しております。

その保険対象は、登校から下校まで、学校生活に関わるもの全てが保険対象になります。事故、あるいはけががあった場合は、必ずそれが保健室に届き、保健の先生がその内容を精査し、保護者に、この保険を使ってお医者さんに行ってくださいということを提示いたします。その保険内容の支払い実態が教育委員会に寄せられて、スポーツ振興センターのほうに出されて、そこから保険料が支払われるという形になっています。

○中村洋子副委員長 日高委員。

○日高英城委員 こういう制度というのは、いつ頃から。

昭和でも何でもいいです、ざっくりで構いませんけれども。

○中村洋子副委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時05分

○中村洋子副委員長 休憩を解いて再開します。

和泉課長、お願いします。

○和泉 健学校教育課長 この災害給付団体の名称はちょっと異なりますが、資料によりますと、昭和35年に日本学校安全会というものが設立されており、そこから補償制度が始まったと思われれます。

○日高英城委員長 ほかに質疑ございますか。

中村委員。

○中村洋子委員 最後に別件なんですけれども、新聞で報道されました包丁を持って行って、学校で殺傷事件があったということで、非常に驚愕的な事件だったんですけれども、それに関しまして、学校内でとか、教育委員会の中で、何か、北本市ではどうするかという話し合いがあったのでしょうか。

○日高英城委員長 ちょっと外れていますけれども。

お話できる範囲でお願いします。

○和泉 健学校教育課長 その事故を受けまして、報道内容がどこまで正しいかどうか分からないのですが、全校に対しまして、いわゆる子ども

に寄り添った生徒指導をお願いしました。

また、毎月、子どもたちにはアンケートを取っておりますが、そのアンケートの内容も貴重な資料でありますので、子どもたちの書いた内容についてはしっかりと対応するようという  
ことで指示を出しました。

以上でございます。

○日高英城委員長 事故がないようにということ  
でね。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○日高英城委員長 では、質疑がないよう  
ですの  
で、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○日高英城委員長 討論がないよう  
ですので、討  
論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第71号 和解をし、損害賠償の額を定め  
ることについて、本案に賛成の委員の挙手を求  
めます。

〔挙手全員〕

○日高英城委員長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり可決すべきものと決定  
しました。

以上で、議長から総務文教常任委員会に付託  
されました議案3件の審査が終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正  
副委員長に御一任いただき、案を作成後皆様に

配付し、御意見を伺いたいと考えていますが、  
いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○日高英城委員長 そのようにさせていただきます。  
す。

それでは、副委員長より閉会の挨拶をお願い  
します。

○中村洋子副委員長 以上で、総務文教常任委員  
会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前10時08分